

学振育第214号
学振養第196号
令和4年12月21日

海外特別研究員、海外特別研究員－RRA
国際競争力強化研究員（特別研究員－CPD） 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

令和4年度における渡航先での急激な円安及び物価高の影響に伴う特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会では、海外特別研究員、海外特別研究員－RRA及び国際競争力強化研究員（特別研究員－CPD）（以下「特別研究員－CPD」という。）に関し、渡航先において急激な円安や物価高の影響が生じていることを踏まえ、令和4年度限りの特例措置として、渡航先での滞在や研究活動等に支障が生じていることに対する臨時的救済的一時金（臨時特別給付金）（以下「臨時特別給付金」という。）を下記のとおり支給することとしました。

については、本特例措置の対象者には、令和4年12月中に別途メールにより「臨時特別給付金の受給の可否に係る意向確認」を行いますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

(1) 支給対象者

海外特別研究員、海外特別研究員－RRA及び特別研究員－CPD採用者のうち、令和4年度中に本会旅費規程等で定める甲地方に海外渡航（特別研究員－CPD採用者にあつては主要渡航）（以下「海外渡航」という。）した者または海外渡航している者とします。

(2) 支給対象期間

令和4年度中の海外渡航の期間とし、通算12か月を上限とします。ただし、日本国内への一時帰国期間及び採用中断期間は除きます。

(3) 支給額

日額2,700円とします。

※当該金額に(2)の支給対象期間の日数を乗じた額となります。

(4) 支給予定日

令和5年1月30日（月）以降順次

(5) 臨時特別給付金の支給に係る留意事項

- ・原則本会登録の銀行口座に振り込みします。
- ・令和5年1月1日以降に海外渡航を開始する者は、海外渡航の開始後に上記支給予定日以降支給手続きが完了次第、順次支給します。
- ・「臨時特別給付金の受給の可否に係る意向確認」について、本会指定の期日までに受給の意向を確認できない場合は、後日改めて意向を確認させていただき、受給の意向を確認後、上記の支給予定日以降支給手続きが完了次第、順次支給します。
- ・支給後に、海外渡航の予定の変更等により支給対象日数に変更となった場合には、当該変更となった日数分の臨時特別給付金を、翌月の滞在費・研究活動費または研究奨励金において相殺しますのでご注意ください。なお、採用終了等により、翌月の滞在費・研究活動費または研究奨励金がない場合で、臨時特別給付金の返還が生じるときは、本会より発行する振込依頼書により臨時特別給付金を返還いただくこととなります。この場合、振込手数料は支給対象者の負担となりますのでご了承ください。
- ・手続き等についてご不明な点等ございましたら以下担当までお問い合わせください。

以上

(本件担当)

○海外特別研究員、海外特別研究員－R R A

人材育成事業部人材育成企画課

TEL : 03-3263-0189 E-mail : kaitoku@jsps.go.jp

○特別研究員－C P D

人材育成事業部研究者養成課

TEL : 03-3263-4998 E-mail : yousei3@jsps.go.jp

<p>甲 地 方</p>	<p>(アジア州) アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国</p> <p>(ヨーロッパ州) アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ジブラルタル<イギリス>、スバルバル諸島・ヤンマイエン島<ノルウェー>、チャンネル諸島<イギリス>、フェロー諸島<デンマーク>、マン島<イギリス></p> <p>(北アメリカ州) アメリカ合衆国（米国）、カナダ、グアム<アメリカ>、グリーンランド<デンマーク>、サンピエール島・ミクロン島<フランス>、バミューダ諸島<イギリス></p>
----------------------	--